

## 「八幡市立地適正化計画」策定の進捗状況

八幡市では立地適正化計画を令和元年度、令和2年度の2ヵ年で策定予定

### ●立地適正化計画とは

人口減少や少子高齢化が進展する昨今において、市街地が薄く広がったまま人口減少が進むと、医療・福祉・商業などの生活サービス施設や公共交通の維持が困難となり、徒歩または公共交通で日常生活を営むことが困難となる恐れがあります。

このような中、地域の拠点間を結ぶ公共交通を軸として捉え、公共交通の沿線などを中心に拡散した市街地を集約化することで市街地の人口密度を保ち、居住地域の生活サービスやコミュニティの持続的な確保などをめざす「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方が新たに提唱されています。

この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、平成26（2014）年に都市再生特別措置法（一部改正）が施行され、居住地や都市機能の増進に寄与する施設の立地の適正化を図ることを目的として、制度化された計画が「立地適正化計画」です。

立地適正化計画では「計画区域」、「基本的な方針」、居住地を誘導する「居住誘導区域」、医療・福祉・商業などの都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」、「誘導施設」などを定めます。

### ●全国の概況

全国499都市が具体的な取り組みを行っており、そのうち278都市が計画を作成・公表しています。京都府下においても京都市、舞鶴市、亀岡市、長岡京市、京田辺市、南丹市の6市が計画を策定し、公表しています。

### ●八幡市の状況

本市においても人口減少が進んでおり、平成27（2015）年時点で72,664人であった人口は、令和2年2月時点では70,934人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和27（2045）年には約50,800人程度まで減少すると予測されています。

このような状況を鑑み、昨年度、「八幡市都市計画マスタープラン」を改定し、本市の特性を踏まえた「コンパクトシティ」の実現などを目標として掲げています。

「八幡市立地適正化計画」は、居住地や都市機能の増進に寄与する施設の立地に関する施策などを具体的に位置付けることで、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取り組みを強力に推進するものであり、効率的かつ持続可能なまちづくりの実現をめざすことを目的としています。